

## 日立新庁舎建設設計提案競技に係る質疑回答

(平成24年11月26日現在)

No.	回答日	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
1	10/19	実施要領 (P.6)	Ⅲ 応募方法 1 応募資格等 (2)応募に対する制限 イ	ある応募者の協力者となった者が、重複して別の応募者の協力者となることは可能か。	<b>可能です。</b> なお、協力者の事務所内において、応募者ごとに担当者を変えるなどの配慮は、特に必要ありません。
2	10/19	基本計画 (P.27) 参考資料3 「設計提案を 求める範囲 図」	2 建物の配置及び動線の考え方 (1)建物配置の考え方 図20	「日立新庁舎建設基本計画」の図20における新車両棟の位置と、「参考資料3 設計提案を求める範囲図」における車両棟の移設先が異なるが、どちらが正しいのか。	<b>基本計画における位置としてください。</b> なお、参考資料3に示した移設先は、新庁舎建設期間中の仮設車両棟の移設先です。
3	10/19	実施要領 (P.5)	Ⅲ 応募方法 1 応募資格等 (1)応募資格 イ	設計事務所の代表者が、以前勤めていた設計事務所において、管理技術者もしくは意匠担当主任技術者として担当した基本設計及び実施設計の業務実績は、応募資格の業務実績となるか。	<b>実績とはなりません。</b> 本要件は、実施要領5ページの Ⅲ-1-(1)-ア に定める一級建築士事務所としての実績を求めているものです。
4	10/19	実施要領 (P.5)	Ⅲ 応募方法 1 応募資格等 (1)応募資格 ウ	管理技術者となるものが、以前勤めていた設計事務所で、管理技術者もしくは意匠担当主任技術者として担当した基本設計及び実施設計の業務実績は、応募資格の業務実績となるか。	<b>実績となります。</b> 本要件は、管理技術者としての実績を求めているものです。 なお、上記の質疑No.3は、「事務所」としての実績を、本項目の質疑(No.4)は、「管理技術者」としての実績を、それぞれ要件とさせていただきます。
5	10/19	実施要領 (P.9)	Ⅳ 提出図書について 1 1次審査用提出図書 (2)作成に当たっての留意事項 イ	「設計図、精密な透視図や模型写真を求めるものではありません」とあるが、簡単な模型写真を記載することは可能か。	<b>模型写真の記載はしないようにお願いします。</b> 本市の実施要領の趣旨は、1次審査において応募者に過度の負担を求めないこと、また、審査における公平性を確保するため、提出図書の表現方法に著しい差異が生じないように配慮するためのものです。
6	10/19	実施要領 (P.16)	Ⅶ 審査・選定方法 2 2次審査 (4)ヒアリングの方法 ア	追加提出図書とは、実施要領11ページの Ⅳ-2-(1)2次審査用追加提出図書 提出図書及び提出部数ア～力を指すのか。	<b>お見込みのとおりです。</b> なお、ヒアリング時に、必要に応じて追加提出図書等の内容を編集したフリップなどを用いることも可能です。

## 日立新庁舎建設設計提案競技に係る質疑回答

(平成24年11月26日現在)

No.	回答日	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
7	10/26	様式1 応募登録申込書 様式3 設計実績説明書	管理技術者氏名	管理技術者とは、プロジェクトごとに設定する「総括責任者」を指すのか、もしくは、建築事務所の「管理建築士」を指すのか。	<b>プロジェクトごとに設定する総括責任者を指します。</b> 応募登録申込書等には、実施要領5ページの Ⅲ-1-(1)-ウ に定める管理技術者の氏名を記載してください。
8	10/26	参考資料3 設計提案を求める範囲図 参考資料4 都市計画等指定状況図	提案を求める範囲	参考資料3の「提案を求める範囲」と、参考資料4の「計画敷地境界線」の範囲が若干異なるが、今回の設計提案競技の範囲は、参考資料3の「提案を求める範囲」でよろしいか。 また、この場合、市道2602号、市道2603号、市道2583号、市道2560号、市道2691号も、「提案を求める範囲」に含まれるということによいか。	<b>お見込みのとおり、設計提案競技の範囲は、参考資料3の「提案を求める範囲」となります。</b> したがって、質疑欄に掲げられた各市道についても範囲に含まれますので、例えば、市道2603号と国道6号の交差点改良なども提案を求める範囲に含まれます。(「日立新庁舎建設基本計画」の24ページを参照願います。)
9	10/30	基本計画(P.11) 参考資料8 新庁舎の想定床面積一覧	庁舎面積	「日立新庁舎建設基本計画」及び「参考資料8」に、面積関連の記載があるが、これらは計画する上での目安と考え、法的に問題がなければ提案によると判断してよいか。	<b>お見込みのとおりです。</b> ただし、基本計画の策定にあたっては、市民懇話会の意見をはじめ、コンサルによる現庁舎の実態調査や職員アンケート等をもとに、新庁舎に必要と考えられる室数や面積を算定していますので、できるだけ計画上の室数、面積、フロア配置を満たすように配慮願います。
10	10/30	基本計画(P.29)	2 建物の配置及び動線の考え方 (3) 駐車場配置及び自動車動線の考え方	計画敷地外に公用車用駐車場(約130台分)を別に確保することのだが、具体的な場所は決まっているのか。	<b>計画敷地の隣接地区で調整中です。</b> なお、現在調整中の場所は、新庁舎の外構計画にも影響を与える可能性が高いことから、近日中に本ホームページ上で概要をお知らせいたします。
11	10/30	同上	同上	駐車場の運用方法として、時間制有料などを想定しているか。	<b>駐車場は、現行どおり無料とする予定です。</b> 庁舎建設予定地の地理的条件などから、駐車場の有料化は想定していません。
12	10/30	同上	同上	駐車場の一部を自走式・2層駐車場として計画することは可能か。	<b>可能です。</b> しかし、立体駐車場は、整備費用や高齢者等の利用に課題があるため、積極的な導入は考えておりません。

## 日立新庁舎建設設計提案競技に係る質疑回答

(平成24年11月26日現在)

No.	回答日	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
13	10/30	基本計画 (P.27、P.69)	第3章 敷地の利用方針 2 建物の配置及び動線の考え方 (1)建物配置の考え方 第5章 事業計画に関する検討 3 事業スケジュールの検討	主要用途以外の執務室を、Ⅱ期工事として既存の庁舎位置に計画することは可能か。	<b>可能です。</b> しかし、駐車場の総整備台数やスケジュールの計画期間は、基本計画を遵守していただく必要があります。 また、基本計画でも触れていますが、庁舎の分散化解消による市民利便性の向上や事務の効率化も、新庁舎建設における大きなテーマの一つと考えています。
14	10/31	実施要領 (P.13)	2 2次審査用追加提出図書 (2)作成に当たっての留意事項 力 各担当(主任)技術者の業務実績説明書(様式8)	応募登録の際に提出していない協力者(協力事務所)を、2次審査用追加提出図書の(様式8)「各担当(主任)技術者の業務実績説明書」に追加することは可能か。	<b>可能です。</b> なお、応募登録以降に協力者を追加・変更する場合は、(様式4)「協力者通知書」を随時、追加提出してください。
15	11/2	基本計画 (P.27、P.29) 実施要領 (P.17以降) 参考資料3 設計提案を求める範囲図 参考資料4 都市計画等指定状況図 参考資料5 土地の公図 参考資料10 敷地現況平面図	2 建物の配置及び動線の考え方 (1)建物配置の考え方 (3)駐車場配置及び自動車動線の考え方	(質疑No.10を再掲) 計画敷地外に公用車用駐車場(約130台分)を別に確保することのことが、具体的な場所は決まっているのか。	<b>【重要】</b> <b>駐車場配置及び建物配置について、基本計画及び実施要領の一部を修正します。</b> 計画敷地外における公用車駐車場の位置に関する質疑(質疑No.10)に関連して、基本計画及び実施要領の一部を修正します。 なお、具体的な内容については、修正箇所が多数であるため、設計提案競技の応募登録者に対し、メールにより直接お知らせいたします。
16	11/7	基本計画 (P.19)	第3章 敷地の利用方針 1 敷地条件の整理 (2)自然条件 《イ 地形・景観条件》	一部修正された部分の敷地についても、現庁舎及び駐車場敷地と一体的に整備することが有効な場合、標高42~43m程度に切り下げることが可能か。	<b>可能です。</b> しかし、市道2691号は廃止することができないため、市道2560号からの自動車動線が確保できるように配慮願います。

## 日立新庁舎建設設計提案競技に係る質疑回答

(平成24年11月26日現在)

No.	回答日	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
17	11/7	基本計画 (P.25、27)	第3章 敷地の利用方針 1 敷地条件の整理 (4) インフラ条件 《イ 河川》 2 建物の配置及び動線の考え方 (1) 建物配置の考え方	数沢川を移設した場所に、建物の性能を確保したうえで、川をまたいで建物を計画することは可能か。	<b>数沢川の暗渠部分をまたいで建物を配置することはできません。</b> 暗渠部分のメンテナンス作業のため、数沢川の水路敷内に建築物を配置することはできません。 しかし、平面駐車場を配置することは可能です。
18	11/9	参考資料8 新庁舎の想定床面積一覧 参考資料9 新庁舎で執務を行う課所及び職員数	事務室の面積算定の根拠となる職員数	実施要領の「参考資料8 新庁舎の想定床面積一覧」では、①事務室の一般職員数が759人となっているが、「参考資料9 新庁舎で執務を行う課所及び職員数」における係長級・職員数・再任用等占用職員の合計は771人となっている。この差(12人)の理由は何か。	<b>【重要】</b> <b>職員数等の記述について、基本計画及び参考資料の一部を修正します。</b> なお、具体的な内容については、修正箇所が多数であるため、設計提案競技の応募登録者に対し、メールにより直接お知らせいたします。
19	11/9	参考資料8 新庁舎の想定床面積一覧 参考資料9 新庁舎で執務を行う課所及び職員数	打合・作業スペースの面積算定の根拠となる職員数	参考資料8の①事務室の打合・作業スペースが850人となっているが、参考資料9における課長以下の職員数は840人となっている。この差の理由は何か。	
20	11/9	基本計画 (P.58) 参考資料9 新庁舎で執務を行う課所及び職員数	第4章 新庁舎における空間構成の検討 2 施設の階層構成イメージ	資料9において、総務部に「庁舎建設準備室」、教育委員会に「新体育館建設準備室」とあるが、基本計画における施設の階層構成イメージ(P.56～59)には、両室が含まれていない。これらは、それぞれ総務部、教育委員会のカテゴリーに含まれると解してよいか。	

## 日立新庁舎建設設計提案競技に係る質疑回答

(平成24年11月26日現在)

No.	回答日	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
21	11/14	基本計画 (P.11、P.32～34)	第2章 新庁舎建設の基本的な考え方 4 新庁舎の規模の検討 (2)新庁舎の必要規模の算定 イ 第3章 敷地の利用方針 3 敷地利用パターンの比較検討	基本計画P.11では、庁舎の床面積を約28,000㎡としているが、P32～34のA案、B案、C案では、それぞれ31,500㎡、28,000㎡、31,000㎡となっている。これらの関係を教えていただきたい。	<b>新庁舎の床面積は、基本計画P.11の約28,000㎡が基準です。</b> P.32～34のA～C案は、それぞれの敷地利用パターンで想定できる最大床面積を表したものであり、あくまで参考データです。
22	11/14	基本計画 (P.27の一部修正後)	第3章 敷地の利用方針 2 建物の配置及び動線の考え方 (1)建物配置の考え方	新庁舎の建設後にポンプ場を解体することとされているが、工事期間中にポンプ場を解体し、施設を配置することは可能か。	<b>ポンプ場の解体は、新庁舎の建設後(旧庁舎の解体後)となります。</b> ポンプ場を廃止するためには、事前に下水道管の敷設替(圧送管→自然流下)が必要となりますが、一定の勾配を確保するためには、自然流下のルートを現在の第1庁舎の地下を經由させる必要があります。 したがって、旧庁舎の解体後でなければ、この敷設替工事ができないため、新庁舎の建設期間中にポンプ場を廃止することはできません。
23	11/26	日立新庁舎建設設計提案競技に係る質疑回答 (本資料)	質疑No.13	質疑No.13の「主要用途以外の執務室」とは、具体的にどのような執務室か。 <b>【質疑No.13(再掲)】</b> 主要用途以外の執務室を、Ⅱ期工事として既存の庁舎位置に計画することは可能か。 <b>【回答(再掲)】</b> 可能です。 しかし、駐車場の総整備台数やスケジュールの計画期間は、基本計画を遵守していただく必要があります。 また、基本計画でも触れていますが、庁舎の分散化解消による市民利便性の向上や事務の効率化も、新庁舎建設における大きなテーマの一つと考えています。	<b>食堂や売店、金融機関などの市民利便施設や情報センター、会議室、倉庫などが想定されます。</b> 受付窓口や職員の執務場所など、市の業務に直接利用される部分は、主要用途の執務室となります。

## 日立新庁舎建設設計提案競技に係る質疑回答

(平成24年11月26日現在)

No.	回答日	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
24	11/26	参考資料3 設計提案を求める範囲図 (修正版)	仮設臨時駐車場への移設	資料では、「現在の車両棟を仮設臨時駐車場に移設」とあるが、スケジュールの計画期間を遵守したうえで、現庁舎のいずれかの諸室についても仮設臨時駐車場や職員研修会館に移転し、その部分の現庁舎を解体し、新庁舎を計画することは可能か。	<b>現庁舎の一部仮移転は、大変困難な状況です。</b> 現在、仮設の臨時庁舎など、市役所の多くの機能が分散配置されており、市民にとって大変利用しづらい環境であるため、これ以上の分散化は避けたいと考えています。 また、新庁舎敷側に位置している第4庁舎は、議場棟であるため、仮移転の実施は、円滑な議会運営に支障をきたす可能性があります。
25	11/26	日立新庁舎建設基本計画等の一部修正について(通知)	1 建物配置の考え方(基本計画P.27)の一部修正について	(1) 自然流下の下水道工事、ポンプ場解体工事の工期を教えてください。 (2) 予定工期内で引っ越し、庁舎解体、下水道工事を組み込むことが可能であれば、ポンプ場の位置に2期工事として建設可能と考えてよいか。	<b>(1) 下水道工事及びポンプ場解体工事は、旧庁舎解体工事と外構工事の間の時期を想定しています。</b> 具体的には、以下の順序で施工する予定です。 ①新庁舎建設工事 ②引っ越し ③旧庁舎解体工事 ④下水道工事及びポンプ場解体工事 ⑤外構工事 <b>(2) 可能です。</b> 質疑No.13、23の趣旨の範囲内で可能です。
26	11/26	基本計画(P.24)	第3章 敷地の利用方針 1 敷地条件の整理 (4)インフラ条件 ア	国道6号市役所前交差点の改良により、市道2603号の位置を変更した場合、隣接する建物の接道状況が変わること(建物と車道との距離が離れる等)は問題ないか。	<b>接道が確保されていれば、問題はありません。</b> なお、現道敷の跡地利用については、今後、隣接地権者との協議が必要となります。

## 日立市新庁舎建設設計提案競技に係る質疑回答

(平成24年11月26日現在)

No.	回答日	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
27	11/26	基本計画 (P.25)	第3章 敷地の利用方針 1 敷地条件の整理 (4)インフラ条件 ウ	高鈴中継ポンプ場の現況の配管経路及び配管の埋設レベルを教えてください。	<p><b>別添PDFファイル「下水道計画図」のとおりです。</b> 本図において、 ①(黄色)は、既設の管渠(撤去予定) ②(緑色)は、工事期間中の仮配管ルート ④(赤色)は、旧庁舎解体後の自然流下管渠(新ルート)を表しています。 さらに、③(橙色)は、数沢川の改修に伴う管渠改良のルートを表しています。 なお、高鈴中継ポンプ場は、本敷地の西側宅地から流入する汚水を圧送するために、下水道法の事業認可を得て設置されている施設であるため、ポンプ場自体の仮移設は困難な状況です。 また、本図はあくまでも現段階における計画であり(基本計画P.32～34の中で、最もルートの迂回が必要となるC案で想定しています)、今後、新庁舎の建物配置案に合わせたルート調整は可能です。</p>
28	11/26	基本計画 (P.25)	第3章 敷地の利用方針 1 敷地条件の整理 (4)インフラ条件 ウ	計画敷地内にある現在のインフラ条件について教えてください。また、この中で移設可能な部分を教えてください。	<p><b>別添PDFファイル「既存インフラ図」のとおりです。</b> なお、移設可能な部分については、具体的な内容について、個別に御相談ください。</p>